

第4回昭島市地域福祉計画審議会 議 事 要 旨

1 開催日時

令和5年10月12日(木) 午後6時30分～午後7時40分

2 開催場所

昭島市役所市民ホール

3 出席者

(委員)

福島会長、蓮村副会長、安倍(弘)委員、安倍(文)委員、新井委員、小川委員、栗原委員、
田口委員、古澤委員

(欠席)

中島委員、山片委員、山科委員

(事務局)

青柳保健福祉部長、枝吉福祉総務課長、林田福祉総務課福祉総務係長

4 議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 第3章 施策の体系

第4章 施策の展開について

(2) 第5章 人権尊重と権利擁護の推進

(昭島市成年後見制度利用促進計画)について

3 その他

4 閉 会

5 説明資料

資料1 地域福祉計画第3章 3 施策の体系

資料2 地域福祉計画第4章 施策の展開(案)

資料3 地域福祉計画第5章 人権尊重と権利擁護の推進(昭島市成年後見制度利用促進
計画)(案)

1 開 会

2 議 題

(1) 第3章 施策の体系 第4章施策の展開について

事務局より資料1、資料2に基づき説明

福島会長 この計画には具体的な数は載せないのか。例えば何をどれくらい作るとか。

事務局 今回は施策の体系という部分を作成しており、次回の審議会で指標の部分を示させていただくので少し時間をいただきたい。

福島会長 15ページの施策の方向の4つ目の避難行動要支援者名簿の周知、個別避難計画の作成とか体制づくりに努めるとあるが、これだけの表記になるのか。次回指標という形で、もう少し具体的に個別避難計画を何人くらい作成するかを載せるのか。

事務局 市の現状では個別避難計画をこれから作成していくところであり、対象人数や地域、対象者の条件などについて庁内で検討している。対象人数等を把握したのちに、介護部門、障害部門と話をしてどのように進めていくか、作成件数を調整し、作成事務を進めていく。次の会議の指標のところに間に合うかというところもあるが、検討させていただく。

安倍弘委員 今日の資料は、この形で製本されるのか。

事務局 基本的にはこの形となる。

安倍弘委員 資料1の体系図の各施策の番号と資料2の主な取組内容の事業番号の整合が取れていない。そろえた方が見やすいのではないか。

事務局 連番にして整合が取れるようにする。

蓮村副会長 1つ1つ良いことが挙げてあるが、1個も具体性がない。何々に努める、というのは総論的な目標であり、具体策が挙げられないと計画にならないのでは。それはどうなのか。

事務局 地域福祉計画は、前回新井委員からももっと具体的に書かないといったような、ご意見をいただいたかと思う。

新井委員 ぼわっとしていて、何か意見をと言われても何を言っているかわからない。

事務局 前回も話し合いさせていただいたが、この地域福祉計画というのはそれぞれの分野を総括した、集約した計画となっている。それぞれを具体的に書くと、ボリュームが出てしまうのでそれで総論的な表記となっている。1つ1つの取組内容はすべての計画から拾い出して、例えば虐待などは、介護でも障害でも子育てでもいえる。すべて合わせた形で支援するための虐待の解決ということで書いており、それぞれのやりかたや対策は分野別計画で具体的に載せている。具体的には、各分野別計画の方で内容を盛り込み、それが積み上がって地域福祉計画の展開進展が図られる、という形に

なっている。

蓮村副会長 これから具体的にということか。

事務局 いいえ、表記としては、こういう形となる。市で言えば総合基本計画のようなもので、これは福祉の総合基本計画のような形でその下に分野別計画があるということである。

安倍弘委員 指標は出すのか。

事務局 先ほど会長からもあったとおり、現行計画の34、35ページに指標があり、こういった形で数値がわかるような目標を次回示すが、具体的な取組内容のすべてにおいて数値目標を立てるとは難しいと考えており、代表的なものを指標として設定する予定である。分野別計画の中にはもう少し細かく具体的な数字の目標値とかが入っていて、それをこの計画の中にすべて盛り込むと相当なボリュームとなってしまうので、代表的な指標を設定する予定である。

新井委員 各分野別計画があってこれが成り立っているのか、それとも、この地域福祉計画があってそれを分野別に割り振っていくというイメージなのか。

事務局 分野別計画があってその上に成り立っている。今作っている新しい分野別計画には新しい考え方を盛り込んでくるので、それとの整合性を取らないといけない。今の状況を踏まえて、それぞれの分野別計画を更新していくので、その内容を網羅しながらこの計画を作っていく。

新井委員 地域福祉計画は6年だが、分野別計画は5年ではないか。

事務局 福祉の計画はだいたい3年である。

新井委員 そうすると、合わなくなってくる。ちょっとずつずれていくと、これがどうやって各分野に広がっていくのか疑問に思う。

事務局 福祉の分野別計画は3年がスパンである。地域福祉計画は3年の2回分で6年としている。分野別計画には色んな施策が載っていてそれを全部この計画に入れ込むことはできないので、具体的な内容も中にはありますが福祉全体としてはこういう考えで実施していくという形である。その下には介護や高齢、障害、子育てといった分野別計画がぶら下がっているというイメージである。

福島会長 地域福祉計画に独自で入れなければいけない項目は、成年後見とかいくつかあったと思うが。

事務局 バリアフリーの関係と成年後見、それと生活困窮である。

福島会長 今回この計画は第1章から最後までどんな感じで目次が流れていくのか。

- 事務局 まだ全体のものは示していないが、アンケート調査の結果や、市の今の状況や人口、子育ての実態、というのを1、2回の時に示した。また第3章で体系、第4章で施策、第5章で成年後見が載り、指標の部分やこの計画の推進体制を載せていく。その後、文言の説明、策定の経過などの補足資料がつく。
- 福島会長 地域福祉計画は、色々な計画の上位計画になっているので、それぞれの計画の連携が上手くいっていない部分とか、整合性をどう取るのかとか、例えばダブルケアとかヤングケアラーなど、介護の方と子どもの方といった、2つにまたがるような複雑な家庭が増えている問題も、それぞれの計画ではできない複合的なところを地域福祉計画であらためて考えることができると思っていたがどうか。
- 事務局 審議会とは別に庁内の検討委員会があり、この案を図って意見をいただいているが、計画ができた後にも、庁内の推進委員会等で進捗状況を確認していく。全体で現状や課題を情報共有し連携が取れていると認識しており、計画策定後も継続していきたい。
- 小川委員 それに関して、8ページからの包括的な相談支援体制(重層的支援体制)の部分で、関係部署および機関の横断的な連携体制、包括的な支援とさっと書いてあるが、これが重要であり一番難しいところ。どう具体化するかが見えると、もっと進んだ感じがする。個人が複数の困難を抱えている場合、縦割りの形の支援というのは相談者に対しては不親切。包括的に見てもらえるキーパーソンを誰が担うかということについての議論は進んでいるのか。
- 事務局 前回、重層的支援を推進していくところが必要だという議論いただいた。重層的支援の取り組みを進めていくことが自治体の役目である。今後そういう体制が必要だということは市としても認識している。具体的な体制ということでは今後の課題であり、具体的な記載が難しくこういった書き方をしている。
- 安倍弘委員 重層的支援体制の整備計画について、今回は理念的なことを言っているだけでその計画をここには包含していないが、今後庁内で検討が進んで重層的支援体制整備の事業を始めるとなったら、計画に基づいて新たな計画を作って実施するということで良いのか。
- 事務局 現状、計画策定の状況まで至っていないが、基本施策の1つとして包括的な相談支援体制の整備という課題を明確にしたところである。今後早急に庁内で検討しながら体制づくりをしつつ、体制が定まればどういう方向でやっていくか並行して考えていくこととなる。
- 福島会長 この重層的支援体制は、すべての世代の色々な困りごとをどこでも受けられる箇所を市内にたくさん作っていくという包括的なものなので、計画に入れ、他の計画を誘導していくものになるといいと思う。
- 新井委員 そうではないということか。

- 事務局 国が求めている重層的支援体制には今は至っていないが、色々な分野で相談内容が多岐に及び、1課だけで対応できない。現状としても連携会議というのを開き関係部署が協議をしながら支援体制を決めている実態はある。それが今、国の言う重層的支援体制とまではなっていないので、そこを現行の仕組みを活かしながら国が求めているような重層的支援体制と呼べるものまで構築していきたい。
- 福島会長 たとえば、ひきこもりの問題はどの計画に書かれているのか。すべての世代にひきこもりがあり、横断的な包括的な支援が有効かと思うが、ひきこもりは市ではどういう風になっているか。
- 事務局 現状、明確にひきこもりに対する支援計画というのは策定していない。今年度実態を把握するため調査をする予定だが、現状把握が終わったのちには何らかの形で支援体制を作っていくという予定になっている。
- 福島会長 バリアフリーとか生活困窮というのは計画に載せなくて大丈夫か。成年後見だけで大丈夫なのか。
- 事務局 第1期の計画で盛り込んでおり、詳しく載せている。計画ができてから5年が経ち、生活困窮の支援やバリアフリーの関係がそれぞれ進捗し、まだ十分でないがだいが浸透してきている状況があるので第1期のような載せ方をしていない。必要であれば入れていくので委員の意見を踏まえて検討していきたい。
- 福島会長 第1期の地域福祉計画には成年後見を入れなくてはいけなかったが、今回そういう縛りがあるのは成年後見だけで良いか。
- 事務局 今回はそういった縛りが明確にはないので、規定に基づいて成年後見をきちんと出して実施していくことを明確にした状況である。
- 新井委員 相談支援体制の整備のところで、窓口の充実・強化とか相談体制の充実とあるが、窓口の強化というより、困っている人は窓口に来ないので、アウトリーチというかこちらから出向いて調べていかないと、ひきこもりを調査してもどれだけいるかわからないし、こちらから出て行って調べる努力はしてほしい。
- 事務局 アウトリーチの話が出たが、ひきこもりはなかなかどの家庭にあるつかめない。民生委員や本人のご家族や自治会などからの情報提供があれば何うこともあるし、相談があれば家族に話を何うこともある。情報をつかんだ場合には積極的に相談に乗ったり、支援につなげており、記載を入れることを検討したい。
- 蓮村副会長 今期は何をやるという重点項目を決めてはいけないのか。今期は何を特徴として、優先的に重点項目とするということでないかと毎年毎年すべてを改善するということは無理であり特徴も出ない。今期は成年後見をやるとか、総合窓口をやるとかにするとすごく良い計画になるのではないかと。
- 事務局 重点的に濃淡をつけてという話だと思う。どのような形でつけられるか

内部で検討したいと思うが、分野が広いので、どこかの分野で特化すると
なると、分野別に委ねていた方が良く、いくつかの分野があってそれぞ
れに重点を設けるとすると数も多くなってちょっと濃淡が付きづらい感
じがする。時間をいただいて検討したい。

(2) 第5章 人権尊重と権利擁護の推進 昭島市成年後見制度利用促進計画について

事務局より資料3に基づき説明

安倍弘委員 23ページの2つ目の成年後見制度利用支援給付事業は、生活保護だけ
だと思うが、この書き方だと、経済的な理由により困難な方が助成が受け
られると勘違いしてしまう書きぶりではないか。

事務局 この事業は、生活保護受給の方や中国残留邦人の方を対象に行ってい
る。生活が厳しい方が利用したいといっても、利用できない制度となっ
ているので、実態に合わせて書きぶりは検討したい。

新井委員 生活保護ではない人に支援給付事業はないのか。

事務局 ありません。

安倍弘委員 中国残留邦人に対してというのは知識になかったが、基本的には生活保
護受給者に助成するという制度だと思っている。

新井委員 なぜ中国残留邦人は入っているのか。

事務局 原則として、生活保護を準用して対応するルールとなっている。生活保
護の制度における活用できるものは中国残留邦人の方に対しても同じよ
うな形でやっている。

新井委員 他にも例えば他にもブラジルとか... 色々な国の人がいるが。

事務局 法令の定めに基づいて対応している。確かにいろんな国の方がいるのも
間違いないが、中国残留邦人に対しては、生活保護の基準と同じように扱
うということでやっている。

3 その他

事務局より今後のスケジュール等について説明。

第5回審議会を11月第3週頃に開催予定であることを連絡。

4 閉会